

平成30年度における四国地区の下請法の運用状況等について

令和元年6月25日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいくことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）管内（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,700名（製造委託等^(注1)1,173名、役務委託等^(注2)527名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者6,400名（製造委託等4,732名、役務委託等1,668名）を対象に実施した。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

| 区分 年 度 | 親事業者調査（名） | | 下請事業者調査（名） | |
|-----------|-----------|-------|------------|-------|
| | 全国 | 四国 | 全国 | 四国 |
| 平成30年度 | 60,000 | 1,700 | 300,000 | 6,400 |
| 製造委託等 | 39,175 | 1,173 | 211,741 | 4,732 |
| 役務委託等 | 20,825 | 527 | 88,259 | 1,668 |
| 平成29年度 | 60,000 | 1,700 | 300,000 | 6,400 |
| 製造委託等 | 38,680 | 1,090 | 208,513 | 4,564 |
| 役務委託等 | 21,320 | 610 | 91,487 | 1,836 |
| 平成28年度 | 39,150 | 1,040 | 214,500 | 4,700 |
| 製造委託等 | 25,696 | 723 | 151,912 | 3,408 |
| 役務委託等 | 13,454 | 317 | 62,588 | 1,292 |

2 下請法違反被疑事件の処理状況

（1）下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は174件（製造委託等115件、役務委託等59件）であり、事件の端緒としては、いずれも公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものである。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は174件（製造委託等114件、役務委託等60件）であり、いずれについても違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

| 年 度 | 区 分 | 新規着手件数 ^(注2) | | | | 処理件数 | | | |
|--------|-----|------------------------|-----|----------------------------|-------|--------------------|--------------------|-------|-----|
| | | 書面調査 | 申告 | 中小企業 庁長官か らの措置 請求 | 計 | 勧告 ^(注1) | 指導 ^(注1) | 小計 | 不問 |
| 平成30年度 | 全国 | 7,757 | 141 | 0 | 7,898 | 7 | 7,710 | 7,717 | 382 |
| | 四国 | 174 | 0 | 0 | 174 | 0 | 174 | 174 | 0 |
| 製造委託等 | 全国 | 5,276 | 84 | 0 | 5,360 | 7 | 5,250 | 5,257 | 256 |
| | 四国 | 115 | 0 | 0 | 115 | 0 | 114 | 114 | 0 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,481 | 57 | 0 | 2,538 | 0 | 2,460 | 2,460 | 126 |
| | 四国 | 59 | 0 | 0 | 59 | 0 | 60 | 60 | 0 |
| 平成29年度 | 全国 | 7,173 | 97 | 1 | 7,271 | 9 | 6,752 | 6,761 | 307 |
| | 四国 | 134 | 0 | 0 | 134 | 0 | 129 | 129 | 4 |
| 製造委託等 | 全国 | 5,033 | 61 | 1 | 5,095 | 9 | 4,718 | 4,727 | 205 |
| | 四国 | 97 | 0 | 0 | 97 | 0 | 96 | 96 | 1 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,140 | 36 | 0 | 2,176 | 0 | 2,034 | 2,034 | 102 |
| | 四国 | 37 | 0 | 0 | 37 | 0 | 33 | 33 | 3 |
| 平成28年度 | 全国 | 6,477 | 112 | 0 | 6,589 | 11 | 6,302 | 6,313 | 290 |
| | 四国 | 126 | 2 | 0 | 128 | 0 | 126 | 126 | 4 |
| 製造委託等 | 全国 | 4,554 | 82 | 0 | 4,636 | 9 | 4,447 | 4,456 | 193 |
| | 四国 | 82 | 2 | 0 | 84 | 0 | 84 | 84 | 2 |
| 役務委託等 | 全国 | 1,923 | 30 | 0 | 1,953 | 2 | 1,855 | 1,857 | 97 |
| | 四国 | 44 | 0 | 0 | 44 | 0 | 42 | 42 | 2 |

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

- ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で 299 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 191 件、役務委託等に係るものが 108 件となっている。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）は 165 件（類型別件数の合計の 55.2%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 105 件、役務委託等に係るものが 60 件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）は 134 件（類型別件数の合計の 44.8%）であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 61 件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の 45.5%）、②買いたたきが 34 件（同 25.4%）、③下請代金の減額が 23 件（同 17.2%）等となっている。
- (ア) 製造委託等に係る実体規定違反は 86 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 36 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 41.9%）、②買いたたきが 20 件（同 23.3%）、③下請代金の減額が 15 件（同 17.4%）等となっている。
- (イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 48 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 25 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 52.1%）、②買いたたきが 14 件（同 29.2%）、③下請代金の減額が 8 件（同 16.7%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

| 区分 | | 手續規定 | | | 実体規定 | | | | | | | | | | | | 合計 |
|--------|----|--------|--------|-------|------|-------|-----|----|-------|-------|------|-------|--------|-------|------|-------|--------|
| | | 書面交付義務 | 書類保存義務 | 小計 | 受領拒否 | 支払遅延 | 減額 | 返品 | 貰いたたき | 購入等強制 | 早期決済 | 割引難手形 | 利益提供要請 | やり直し等 | 報復措置 | 小計 | |
| 平成30年度 | 全国 | 5,964 | 778 | 6,742 | 46 | 3,371 | 834 | 19 | 1,487 | 90 | 113 | 374 | 348 | 132 | 5 | 6,819 | 13,561 |
| | 四国 | 142 | 23 | 165 | 1 | 61 | 23 | 0 | 34 | 1 | 3 | 9 | 2 | 0 | 0 | 134 | 299 |
| 製造委託等 | 全国 | 4,183 | 520 | 4,703 | 36 | 2,051 | 642 | 14 | 1,195 | 61 | 110 | 356 | 291 | 96 | 3 | 4,855 | 9,558 |
| | 四国 | 91 | 14 | 105 | 1 | 36 | 15 | 0 | 20 | 0 | 3 | 9 | 2 | 0 | 0 | 86 | 191 |
| 役務委託等 | 全国 | 1,781 | 258 | 2,039 | 10 | 1,320 | 192 | 5 | 292 | 29 | 3 | 18 | 57 | 36 | 2 | 1,964 | 4,003 |
| | 四国 | 51 | 9 | 60 | 0 | 25 | 8 | 0 | 14 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48 | 108 |
| 平成29年度 | 全国 | 5,322 | 649 | 5,971 | 23 | 3,129 | 611 | 20 | 1,179 | 94 | 92 | 324 | 261 | 45 | 0 | 5,778 | 11,749 |
| | 四国 | 97 | 12 | 109 | 0 | 63 | 8 | 2 | 16 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 94 | 203 |
| 製造委託等 | 全国 | 3,826 | 448 | 4,274 | 19 | 1,988 | 461 | 19 | 932 | 62 | 89 | 311 | 212 | 29 | 0 | 4,122 | 8,396 |
| | 四国 | 73 | 10 | 83 | 0 | 45 | 5 | 2 | 11 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 67 | 150 |
| 役務委託等 | 全国 | 1,496 | 201 | 1,697 | 4 | 1,141 | 150 | 1 | 247 | 32 | 3 | 13 | 49 | 16 | 0 | 1,656 | 3,353 |
| | 四国 | 24 | 2 | 26 | 0 | 18 | 3 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 27 | 53 |
| 平成28年度 | 全国 | 4,806 | 629 | 5,435 | 34 | 3,375 | 489 | 15 | 1,143 | 78 | 59 | 365 | 208 | 49 | 0 | 5,815 | 11,250 |
| | 四国 | 104 | 13 | 117 | 0 | 46 | 9 | 0 | 19 | 0 | 0 | 9 | 1 | 1 | 0 | 85 | 202 |
| 製造委託等 | 全国 | 3,555 | 457 | 4,012 | 30 | 2,184 | 393 | 14 | 901 | 46 | 58 | 347 | 168 | 34 | 0 | 4,175 | 8,187 |
| | 四国 | 73 | 10 | 83 | 0 | 27 | 7 | 0 | 14 | 0 | 0 | 8 | 1 | 1 | 0 | 58 | 141 |
| 役務委託等 | 全国 | 1,251 | 172 | 1,423 | 4 | 1,191 | 96 | 1 | 242 | 32 | 1 | 18 | 40 | 15 | 0 | 1,640 | 3,063 |
| | 四国 | 31 | 3 | 34 | 0 | 19 | 2 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 27 | 61 |

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成30年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者7名から、下請事業者105名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額305万円相当の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者6名から、下請事業者77名に対し、281万円の減額分が返還された（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

| 年 度 | 項目 | 返還を行った 親事業者数 | 返還を受けた 下請事業者数 | 返還の年度総額 (原状回復額) (注) |
|----------|----|-----------------|------------------|------------------------|
| 平成 30 年度 | 全国 | 120 名 | 4,593 名 | 1 億 8367 万円 |
| | 四国 | 6 名 | 77 名 | 281 万円 |
| 平成 29 年度 | 全国 | 140 名 | 7,659 名 | 16 億 7800 万円 |
| | 四国 | 2 名 | 7 名 | 277 万円 |
| 平成 28 年度 | 全国 | 131 名 | 4,060 名 | 18 億 4452 万円 |
| | 四国 | 5 名 | 101 名 | 784 万円 |

(注) 原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者 1 名から、下請事業者 28 名に対し、23 万円の遅延利息が支払われた（第 5 表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

| 年 度 | 項目 | 支払を行った 親事業者数 | 支払を受けた 下請事業者数 | 支払の年度総額 (原状回復額) |
|----------|----|-----------------|------------------|--------------------|
| 平成 30 年度 | 全国 | 165 名 | 4,901 名 | 4 億 2288 万円 |
| | 四国 | 1 名 | 28 名 | 23 万円 |
| 平成 29 年度 | 全国 | 138 名 | 3,015 名 | 1 億 9675 万円 |
| | 四国 | 4 名 | 11 名 | 3 万円 |
| 平成 28 年度 | 全国 | 144 名 | 2,076 名 | 6958 万円 |
| | 四国 | 5 名 | 55 名 | 47 万円 |

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成 30 年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

（1）基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実

施している。

平成 30 年度においては、四国支所では9回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成 30 年度においては、四国支所では四国経済産業局と共同して、当該講習会を4県4会場（うち公正取引委員会主催分2県2会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 30 年度においては、四国支所では 67 件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 30 年度においては、四国支所では 1 か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 30 年度における四国支所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は 10 名である。

平成 30 年度においては、7 月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 30 年度においては、四国支所では事業者団体等へ 3 回講師を派遣した。

平成30年度における主な指導事件

1 受領拒否（第4条第1項第1号）

- 封筒の印刷を下請事業者に委託しているA社は、自社の倉庫に空きがなく受領態勢が整っていないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 運送業務を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月15日支払」の支払制度を探っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② 建設機械の部品の加工を下請事業者に委託しているC社は、下請代金の支払期日が自社の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- タオルの染色、縫製等を下請事業者に委託しているD社は、「歩引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

4 買いたたき（第4条第1項第5号）

- ① 船体ブロックの製造等を下請事業者に委託しているE社は、自社の予算が決まっていることなどを理由に、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に下請代金の額を定めていた。
- ② 運送業務を下請事業者に委託しているF社は、下請代金の額を定めずに発注し、当該業務が提供された後に下請事業者と協議することなく、荷主から支払われる代金に一定率を乗じて得た額で一方的に下請代金の額を定めていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 住宅用建材の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 産業用機械の部品の加工を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（127日）を交付していた。

7 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 紙製品の製造を下請事業者に委託しているI社は、自社が所有する木型を下請事業者に貸与しているところ、当該紙製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該木型を無償で保管させていた。